

保険・年金 フォーカス

年金改革ウォッチ 2014年4月号 ～ポイント解説:財政検証後の議論のポイント

年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会では、財政検証の長期経済前提が示されるなど、活発な議論が行われました。年金部会ではこれらを踏まえ、財政検証の基本的枠組みが了承されました。

○年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会

3月6日 (第16回) テーマ 年金財政における経済前提と積立金運用のあり方
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000039601.html> (配布資料)

3月10日 (第17回) テーマ 年金財政における経済前提と積立金運用のあり方
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000039819.html> (配布資料)

○3月12日 社会保障審議会 年金部会 (第20回)

テーマ 今回の財政検証の基本的枠組み、年金財政における経済前提と積立金運用のあり方(報告)
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000040047.html> (配布資料)

○3月18日 社会保障審議会 企業年金部会(第3回)

テーマ 特例解散等の手続き、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の設置
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000040459.html> (配布資料)

○3月20日 社会保障審議会 年金数理部会(第58回)

テーマ 公的年金財政状況報告(平成24年度-案-) 等
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041161.html> (配布資料)

○積立金基本指針に関する検討会

3月24日 (第4回) テーマ モデルポートフォリオ(厚生年金年金積立金全体)の運用目標 等
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041416.html> (配布資料)

3月31日 (第5回) テーマ 積立金基本指針に関する検討会報告書(案)
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041571.html> (開催案内)

2 — ポイント解説：財政検証後の議論のポイント

先月の社会保障審議会年金部会では、財政検証の前提やオプション試算が承認されたのと同時に、検証結果の示し方やその後の議論などに対して委員からの要望が相次ぎました。本稿では、委員の要望のうち主要な2つのテーマについて、経緯を振り返り財政検証後の議論で注目すべきポイントを確認します。

1 | 共働き世帯の給付水準：1つの例だけでなく複数の例から制度の仕組みを理解することが重要

公的年金の給付水準は、専業主婦世帯の例で示されることが一般的です。しかし現在は専業主婦世帯が少ないため、委員からは共働き世帯の水準も示すよう要望がありました。共働き世帯の水準は、実は現在の財政の仕組み(保険料水準固定方式)が導入された2004年改正時の見通しから示されています(図表1は2009年検証時の見通し)。この結果を見る際は、単に数字を追うだけでなく、制度の仕組みを意識する必要があります。注目すべきは、現役時代の給与が少ないほど将来の所得代替率(年金額÷給与)の低下が大きくなる点です。現役時代の給与が少ないと厚生年金が少ないため、相対的に年金に占める基礎年金の割合が大きくなります。基礎年金は厚生年金よりも給付削減が長く続くため、結果として給与が少ないほど削減の影響を大きく受けます。財政検証の結果を受けて、基礎年金の低下抑止策がどう議論されるかが注目されます。

図表1 様々な世帯での給付水準見通し(2009年に作成された見通し)

パターン	平均世帯月収	給付水準(所得代替率)		
		2009年	2025年	2050年
妻が勤務経験なし(40年専業主婦)	36万円	62.3% [22万円]	55.2% (-11%)	50.1% (-20%)
妻が約7年勤務	40万円	58.6% [23万円]	52.1% (-11%)	47.5% (-19%)
妻が約28年勤務	51万円	51.2% [26万円]	45.6% (-11%)	42.1% (-18%)
妻が40年勤務	58万円	48.3% [28万円]	43.1% (-11%)	39.9% (-17%)

(注) 夫は40年勤務。月収は現役期間(40年間)の平均。角カッコ内は年金額。丸カッコ内は2009年比の変化率。
(資料) 平成21年財政検証結果レポート pp.273-277

2 | 第3号被保険者問題：適用拡大を前提に再検討へ

委員からは、アベノミクスで掲げられた女性の就業促進のために、専業主婦向けの第3号被保険者制度の廃止に向けた選択肢を示すよう要望がありました。この問題については2001年に有識者検討会が5つの改革案を示しましたが、各案には簡単には解決できない点があるため、これまではパート労働者にも厚生年金を適用して第3号被保険者を少なくする方向で議論されてきました。その結果、2016年10月から一部のパート労働者に厚生年金が適用される予定です。今後は、適用をさらに進めて第3号被保険者が少なくなった状態を想定して、検討が行われる予定です。対象者の減少をうけて、2001年の計算例や人々の不公平感がどう変化するかが注目されます。

図表2 第3号被保険者対策の選択肢(2001年時点の案と計算例) 万円

	概要	計算例(世帯月収50万円)			
		夫		妻	
		保険料	給付	保険料	給付
現行	全加入者で妻分の費用を負担	8.7	6.7+ 15.0	0.0	6.7
案I	夫の収入の半分を妻分とみなす	4.3	6.7+ 7.5	4.3	6.7+ 7.5
案II	妻が国民年金保険料を負担	8.0	6.7+ 15.0	1.3	6.7
案III	夫が妻の国民年金保険料を負担	8.0+ 1.3	6.7+ 15.0	0.0	6.7
案IV	専業主婦世帯だけで妻分を負担	9.7	6.7+ 15.0	0.0	6.7
案V	高所得者の保険料を引き上げ	8.7	6.7+ 15.0	0.0	6.7

(注1) 案Vでは、例よりも高収入の世帯で保険料が増加。
(注2) 給付欄の「6.7+15.0」という表記は、基礎年金6.7万円と厚生年金15.0万円を受け取るという意味。
(資料) 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書(2001年12月14日)

上記の2つのほか国民への情報提供方法などにも要望がでましたが、いずれもこれまで議論や対応が行われた論点です⁽¹⁾。過去の議論を踏まえて、具体策を進めるような建設的な議論が期待されます。

(1) 年金部会は様々な有識者で構成されており、全員が年金改革に精通している訳ではありません。そのため過去の議論への理解や見解も様々です。市民と同じ目線の意見も織りまぜながら、各委員の知見を活かした活発な議論が期待されます。